

答 申 書 （ 写 ）

浜松市国民健康保険運営協議会

我が国の国民健康保険は、制度創設以来、国民皆保険の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に貢献してきた。

また近年においては、被保険者に占める高齢者割合の上昇や医療の高度化により一人当たり医療費の増加が続く一方、被用者保険の適用拡大や団塊世代の後期高齢者医療制度への移行に伴う被保険者数の減少が見込まれたことから、国の主導により財政の都道府県単位化が実施され、国保財政の安定化が図られたところである。

こうした国保制度を取り巻く状況を踏まえた上で、浜松市国民健康保険運営協議会は、令和6年11月26日の諮問に対し、浜松市国民健康保険事業の健全な財政運営について、次のとおり答申する。

1 令和7年度国民健康保険料率等について

(1) 保険料率について

浜松市の国民健康保険事業においては、令和4年度にそれまでの収支黒字を活用して料率の引下げを行い、以来、被保険者の負担軽減の観点から同率で据え置いているところである。

一方、全国の場合と同様に、被保険者数の減に伴って保険料収入が減少する中においても一人当たり医療費は伸びる傾向にあり、健全な運営を続けるためには一定の収入を確保しなくてはならない。

令和7年度においては、現行の保険料率による保険料収入のほか、一般会計からの繰入金及び前年度繰越金等により、県への事業費納付金等の財源を確保し、かつ安定した財政運営を維持できる見込みと判断できることから、保険料率は据え置きとされたい。

なお、被保険者の高齢化、医薬品供給の動静、一人当たり医療費の上昇など、先行きの見通しが困難な状況は変わらないことから、引き続き、これらの動向を注視し、今後も安定した財政運営が図られるよう努められたい。

(2) 賦課限度額及び法定軽減について

令和7年度国民健康保険料の世帯当たり賦課限度額及び法定軽減対象の所得基準額は、国民健康保険法施行令の規定と同様とすることが適当である。

(3) 国民健康保険事業基金について

被保険者の高齢化の進展や医療費の増大により、一人当たりの事業費納付金は伸び続けており、また令和8年度には、子ども・子育て支援納付金の導入が予定されているなど、今後も持続可能な制度として国民健康保険事業を維持していくには、基金の活用が不可欠である。

については、財政運営安定化の調整弁として、また制度改正等に伴う保険料負担の激変緩和の財源として、さらには被災等予期せぬ要因による収支の過不足への対応など、適時適切に基金を活用されたい。

2 その他国民健康保険事業の健全な財政運営に関する事項について

(1) 保険料収納率向上対策

国民健康保険事業の安定運営に欠かせない収入確保の点において、また被保険者間の公平性の観点から、保険料の収納率向上は重点施策の一つである。

これまでも、納付手段の多様化、デジタル手法の導入など被保険者が納付しやすい環境整備を進めているが、引き続き、保険制度の周知や資格の適正化に加え、口座振替勧奨や初期滞納者への早期対応などに取り組み、保険料収納率の向上及び累積滞納額の削減を図り、保険料収入の確保に努められたい。

あわせて、徴収事務の遂行に当たっては、負担の公平性を念頭に置いた上で、被保険者の支払能力や生活状況に応じ、減免制度の案内を含めた適切な納付相談を行うなど、被保険者に十分配慮されたい。

(2) 医療費適正化対策

高齢者加入率が高い国民健康保険は、高齢化に伴う医療費の増加が被用者保険より顕著であることから、長期的展望のもと、医療費の適正化を図っていかなければならない。

については、着実に保健事業に取り組み、被保険者の健康増進と重症化予防に努められたい。なかでも、特定健康診査については、積極的な受診勧奨により全体の受診率の底上げを図るとともに、若年層の受診率向上にも注力されたい。また、特定保健指導についても、実施率の向上を図り、生活習慣の一層の改善につながるような事業実施に励まれたい。

なお、これらの取組みの推進は、保険者のみの努力で成し遂げられるものではなく、被保険者、医療機関等が課題を共有し、医療費適正化に対する意識高揚が必要となることから、関係機関と連携を図り、被保険者への医療費適正化に対する理解の促進に努められたい。

(3) マイナ保険証対応

令和6年12月2日をもって健康保険証の新規発行が終わり、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を基本とした仕組みに移行したことから、現在、国においてマイナ保険証に関する周知広報が行われているところである。

浜松市国民健康保険事業においても、従前の保険証の有効期限が令和7年7月31日までとなっていることから、この先、令和7年度においても引き続き、被保険者に丁寧な説明が必要である。

については、被保険者に対し、過去の薬の履歴や診療データに基づくより良い医療が受けられるなどのマイナ保険証のメリットについて、周知を行うとともに、マイナ保険証を利用しない被保険者には資格確認書を発行するなど、これまでどおり医療にかかることができる環境の整備を図りたい。